**文京区公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約件名又は協定名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日まで |

上記の業務は、文京区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約又は協定の中で約定しています。

**◆　労働報酬下限額**

　　　　適用労働者に対して支払われるべき１時間当たりの労働報酬の下限額をいいます。

|  |
| --- |
| １時間当たり　　１，２９５円 |

**◆　労働報酬下限額が適用される労働者等**

|  |
| --- |
| 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |
| 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方） |

※　受注関係者（下請事業者、再委託先等）の労働者等に対しても適用されます。

※　次に掲げる者は、適用されません。

・　同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人

・　ボランティア、会社役員等の労働基準法第９条に規定する労働者ではない者

・　最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

・　公契約に係る業務に直接従事しない者（本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等）

・　公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者（従事した時間が１か月当たり30分未満の者）

・　工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）

**◆　申出をする場合の申出先**

適用労働者等は、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出をすることができます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 住　所 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注関係者 |  |  |  |
| 区 | 文京区総務部契約管財課 | 〒１１２-８５５５  文京区春日１－１６－２１ | 03-5803-1338 |

※　受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働報酬下限額との差額に相当する金額を支払う責任が生じます。

※　受注者及び受注関係者は、適用労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。